

猪名川町教育基本計画 (素案)

平成29年4月

猪 名 川 町

目 次

第1部 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間と関連計画	2
3	計画の運用	2
4	進捗状況の点検	2

第2部 教育をめぐる現状と課題

1	社会情勢の変化	3
	(1) 減少に転じる人口	3
	(2) 子どもたちの現状	3
	(3) 高度情報化の進展	4
	(4) 住民意識の変化と価値観の多様化	4
	(5) グローバル社会の進展	4
	(6) 地域社会の安全性の低下	5
	(7) 国策の改革と地方分権の推進	5
2	猪名川町が取り組んできた教育	6
	(1) 「わくわくスクールプラン2」に基づく学校・園教育の取組	6
	① 就学前（幼稚園）教育	6
	② 義務教育	6
	③ 特別支援教育	7
	(2) 社会教育の取組	8
	① 生涯学習	8
	② スポーツ振興	9
	③ 文化財の保存・継承	9
	(3) 子育て支援	9
	(4) 青少年健全育成	9
	(5) 人権教育	10

3	猪名川教育の課題	10
(1)	学校教育	10
①	学力の向上	10
②	心の教育の推進	10
③	いじめ・不登校対策の推進	11
④	体力づくりと適切な生活習慣の確立	11
⑤	就学前教育の充実	11
⑥	特別な支援を要する子どもの教育の充実	12
⑦	教職員の資質向上	12
⑧	学校・園の適正規模・適正配置	12
⑨	学校・園安全対策の推進	13
⑩	家庭の教育力の向上	13
⑪	地域の教育力の活用	14
⑫	就学困難な児童生徒への援助	14
(2)	社会教育	14
①	生涯学習活動の支援	15
②	芸術・文化の振興	15
③	スポーツ活動の推進	15
④	文化財の保存・継承	16
⑤	青少年の健全育成	16
⑥	家庭の教育力の向上（再掲）	16
⑦	地域の教育力の活用（再掲）	17

第3部 猪名川教育が目指す姿

1	基本理念	18
2	猪名川教育の基本方針	18
(1)	人づくり	18
(2)	地域づくり	19
3	猪名川教育の重点目標	19
(1)	生きる力を育む学校教育及び就学前教育の充実	19
(2)	信頼される教育を支える教育環境の整備と充実	19
(3)	学校・園と家庭・地域との連携の強化及び家庭・地域の教育力の向上	20

(4) 生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実	20
4 猪名川教育基本計画の構成	21
5 重点目標に関わる施策	22
(1) 生きる力を育む学校教育及び就学前教育の充実	22
① 「確かな学力」を培う	22
② 「豊かな心」を育てる	23
③ 「健やかな体」を養う	24
④ 特別な支援を要する子どもの教育を推進する	25
⑤ 生徒指導を充実する	25
⑥ 幼児教育を充実する	26
⑦ 就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育 を進める	27
(2) 信頼される教育を支える教育環境の整備と充実	28
① 特色ある学校・園づくりの充実を図る	28
② 教職員の資質と実践的指導力の向上を図る	29
③ 人権尊重の学校・園文化を構築する	29
④ 教育環境を整備・充実する	30
⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する	31
⑥ 学校・園のあり方を検討する	31
(3) 家庭・園と家庭・地域との連携の強化及び家庭・地域の教育力の 向上	32
① 学校・園と家庭・地域との連携を強化する	32
② 家庭の教育力の向上を支援する	33
③ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する	33
④ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する	34
(4) 生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実	34
① 生涯学習活動を支援する	35
② 芸術・文化の振興を支援する	35
③ スポーツ活動を推進する	36
④ 青少年健全育成を推進する	37
⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する（再掲）	37
⑥ 家庭の教育力の向上を支援する（再掲）	37
⑦ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する （再掲）	37

⑧ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する（再掲）	38
⑨ 文化財の保存・継承に努める	38

資料編

① 小・中学校区別児童生徒数	39
② 幼稚園児数（町立・私立別）	40
③ 保育園児数	40
④ 要保護・準要保護対象者数	41
⑤ 平成28年度教職員数と年齢	41
⑥ 小・中学校特別支援学級数と在籍児童生徒数	42
⑦ 校・園内支援委員会において協議している園児児童生徒数	42
⑧ 不登校対象者数	43
⑨ いじめ認知件数	43
⑩ 教育相談件数	44
⑪ 公民館登録グループ	44
⑫ 体育協会	45
⑬ スポーツクラブ21	45
⑭ 文化協会	45

用語集	46
-----	----

※印の付いている語句

第1部 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、「教育基本法」が制定以来60年ぶりに改正された。

この改正教育基本法では、我が国が目指す教育の目的を「人格の完成」と「国家・社会の形成者としての資質の育成」とし、新しい時代の教育の目標を以下のとおり示している。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操、道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

さらに、改正教育基本法を受けて、平成19年7月には「学校教育法」が改正され、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領が順次改訂された。

また、改正教育基本法第17条に「国においては、教育方針と施策を基本計画として定め公表する」こととし、地方公共団体についても同様の取組に努める規定が設けられたところである。

この規定に基づき、国においては平成20年7月「教育振興基本計画」を策定され、県においても平成21年6月、「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定され、現在、2期目の計画となっている。

本町においても、教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、本町としての教育基本計画を策定した。

その後、平成25年に国において「第2期教育振興基本計画」、平成26年に県において「ひょうご教育創造プラン」が策定されたことに基づき、本町においてはこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、教育の更なる充実を図るため、「猪名川町教育基本計画」を策定する。

2 計画の期間と関連計画

平成 30 年度からを計画期間とする国の第 3 期教育振興基本計画及び、平成 32 年度からを計画期間とする第六次猪名川町総合計画との連動性を持たせていく必要があることから、「猪名川町教育基本計画」は内容を一部変更し、30 年度までの 2 カ年の計画とする。

あわせて、これまで策定していた「わくわくスクールプラン 2[※]」と「社会教育プラン」については猪名川町教育基本計画に統合することとした。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
総合計画(後期基本計画)												
猪名川町教育基本計画												
(国)教育振興基本計画												
(県)教育基本計画												
わくわくスクールプラン2												
社会教育プラン												

3 計画の運用

本計画は、教育の全般についてその振興の方針と施策をまとめたものであり、第五次猪名川町総合計画の教育分野の個別計画として位置付けるものである。

また、教育の振興のための基本の計画であることから、具体的に展開する教育事業および実施内容については、毎年度「猪名川の教育ナビゲーション」として別に定めることとする。

4 進捗状況の点検

町教育委員会と学校が一体となって本計画を進める。

本計画の進捗状況については、毎年度「点検・評価」を実施する。

評価の結果は、猪名川の教育に対する関心を高め、住民の参画につながるよう「教育委員会点検・評価報告書」として適切に公表する。

第2部 教育をめぐる現状と課題

経済成長や情報社会の進展に伴い、教育を取り巻く環境は変化してきたが、今後はさらに急速かつ大きく変化することが予想される。

そこで、社会の現状や環境の変化などを正しく捉えるとともに、本町におけるこれまでの取組を踏まえた上で、本町の教育が抱える問題点を明らかにする。

1 社会情勢の変化

(1) 減少に転じる人口

日本の総人口は、平成27年(2015年)国勢調査で1億2,711万人となっていたが、以後、長期的な人口の減少過程に入るとされ、平成42年(2030年)には1億1,662万人に減少すると見込んでいる。

この人口減少の中、高齢者(65歳以上)人口は、平成27年3,384万人、平成42年には3,685万人と増加、一方、年少(0～14歳)人口は、平成27年1,614万人が平成42年には1,204万人になると見込んでいる(平成27年の数値は総務省「明日への統計2016」から引用、見込み数値は平成24年1月国立社会保障・人口問題研究所推計から引用)。

本町においても、年少人口は減少し、老年人口は増加すると予想される。

このような状況において、子どもたちの教育には社会全体で取り組んでいくことの必要性が高まっており、豊富な経験や知識・技能を持った高齢者層の地域活動等における有力な担い手としての活躍が望まれる。

(2) 子どもたちの現状

少子高齢化の進展、核家族化の進行及び就労形態の多様化、また女性の社会進出に伴い、家庭や地域社会も大きく変化している。少子化、核家族化、共働き世帯の増加は、保護者の子育ての経験や知識の不足をもたらすとともに、子育てに関する支援も求めにくい状況を生み出した。

さらに子どもたちにおいては、地域の中での子ども同士のつながりや地域活動への参加が減少し、異年齢の子どもと集団で遊ぶことにより人間関係の結び方やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う経験が少なくなっている。

また、食習慣をはじめとした生活習慣の乱れや、体力の低下などが見られる。

今後は、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、より良い生活習慣と学習習慣を確立するとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成が望まれる。

（３）高度情報化の進展

情報通信技術の進展に伴い、インターネットを利用して必要な情報を即時に入手できることにより、教育内容も広がった。また、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などの新しいコミュニケーション手段が出現し、インターネットやスマートフォン等の普及により誰もが簡単に情報を入手し、発信することが可能な社会となっている。子どもたちもスマートフォン等でメールやインターネットを利用する機会が増え、そのことによるトラブルや、インターネット上の書き込みによる人権侵害やいじめなども増加している。

このような状況から、適切に情報を活用するために必要な基礎知識や技能を「学びの道具」として身に付けさせるとともに、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルの向上を図り、高度情報社会に主体的に対応できる力を育成することが課題である。

（４）住民意識の変化と価値観の多様化

高度情報化の進展、個人のプライバシーや個性の尊重への意識が進む中、価値観の多様化が顕著となり、住民意識としては、集団よりも個の尊重を重視する傾向が現在見受けられ、培われてきた文化の消滅や人々の規範意識の低下にもつながっている。また、景気の低迷が長期化する経済情勢の中では、このような変化は「自分さえ良ければよい」という身勝手な考え方の広がりに影響しているとの指摘もある。このため、住民の「参画と協働」の意識の醸成が求められる。一方で、自己中心的言動に対しては毅然とした姿勢を示し、社会のルール、モラル、マナーを守ることが重要である。

（５）グローバル社会の進展

高度情報技術の進歩は飛躍的な高まりを見せており、社会経済活動が世界的に展開する状況となっている。中国をはじめとするアジア諸国が急激な成長を見せ、世界経済は多極化が進んでいる。日本企業においても、アジア地域を生産・販売拠点とする海外展開等が年々進み、グローバル化は加速度的に進展している。一方、海外留学する日本人は減少傾向にある。

このような状況の中、子どもたちにチャレンジ精神、創造性、コミュニケーション能力等、グローバル社会で生き抜くための力を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会を生きる日本人としての自覚を持たせるとともに、国際理解・多文化共生の意識を醸成することが国際社会に生きる人材育成につながる。

（６）地域社会の安全性の低下

不審者による犯罪の増加や、凶悪化、身内の殺人や児童虐待、さらには、大規模な自然災害を身近な危機として実感するようになった。

社会を維持し、より良いものにしていく責任は、自分たち一人ひとりにあるという公共の精神を自覚し、子どもたちの道徳性を育成していくことが課題である。

また、インターネットでの誹謗中傷の書き込みによる「ネットいじめ」などが子ども社会で広がりを見せるなど新たな危険も発生している。

これまで以上に「安全・安心の確保」への取組が重要となる。

（７）国策の改革と地方分権の推進

国と地方の関係を対等な立場で対話のできるパートナーシップ型に転換し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担うといった「地方分権」の改革が進められている。また、地方公共団体が単独ですべての行政サービスを担うことがより難しくなると予想されることから、近隣市町と広域的な連携を進める必要があると考えられる。

さらには今後、少子・高齢化が進行するとともに人口減少が進み、一方で町の財政支出は膨らみ税収増も期待できない状況にあることから、行財政の仕組みの転換が求められている。

2 猪名川町が取り組んできた教育

(1)「わくわくスクールプラン2」に基づく学校・園教育の取組

本町においては、平成 17 年度から取り組んできた「わくわくスクールプラン」の成果と課題を明らかにし、それを踏まえて更に充実させ、平成 23 年度には「わくわくスクールプラン2」を策定して5か年間取り組んできたところである。

就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育を核として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指すものであった。

この「わくわくスクールプラン2」に基づく取組の検証を行う。

① 就学前（幼稚園）教育

- ・ 集団生活を通して人と関わる楽しさを実感させるとともに、道徳性の芽生えを培うよう努めてきた。
- ・ 町立の幼保連携に止まらず、私立幼稚園等との連携を図り、幼児教育の質的向上を図る研修を実施してきた。
- ・ 中学校区を単位とした小・中学校との教育情報の連携を図ることにより、就学がスムーズに行われるように移行支援体制を整えてきた。
- ・ 特別支援教育[※]については、学校教育の基本に据え、就学前から個々の幼児の状態の把握に努め、保護者との意思疎通を図りながら、教育活動を進めてきた。
- ・ 猪名川町教育支援委員会[※]により、支援を要すると判定された幼児には特別支援教育支援員を配置し、教育環境の向上を図ってきた。
- ・ 「開かれた学校・園づくり」に向けて、「学校・園評議員[※]」や「学校評価制度[※]」を実施し、PDCAサイクルにのっとり、改善を図ってきた。

② 義務教育

- ・ 学校教育については、「わくわくスクールプラン2」に基づき、「就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育」を推進するとともに、「特別支援教育」を柱として、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んできた。
- ・ 町独自に取り組んできた「学習到達度調査[※]と生活行動・学習活動調査」、全国学力・学習状況調査[※]の「教科に関する調査」と「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」を通して、実態を検証しつつ、基礎基本の定着に取り組んできた。
- ・ 新体力テスト（スポーツテスト）を小・中学校で実施して実態を把握し、その向上に努めており、改善方策を模索しながら、体力向上に取り組んできた。

- ・ 道徳教育を中心に心の教育に取り組んできた。
- ・ 教科学習でのデジタル教材の活用による学ぶ意欲の向上のため、教室への L A N 整備を行うとともに、全教職員への校務用パソコン配備が行われたことにより、有効活用が図られ業務改善が進んできた。
- ・ 平成 27 年度より電子黒板、実物投影機等、学校 I C T 機器を導入し、その活用により、教科指導の充実を図った。
- ・ 「命と人権を尊重する心」「他者への思いやり」等、「共に生きる心」を育む人権教育を進めた。
- ・ 子どもの成長過程を踏まえた系統的な体験活動を実施してきた。
- ・ 米飯給食を週 2 回から 2.5 回に増やすとともに、地産地消を推進した。
- ・ 栄養教諭を中心に、健康な生活の基礎を培う食育を進めてきた。
- ・ A L T * を導入し、中学校を中心に英語力の向上に取り組んできた。また、小学校でも英語に親しむ環境をつくり、生きた英語に接する機会の提供と国際理解教育を進めた。
- ・ 小・中学校の連携では、中学校区ごとの校内研修への相互参加と合同研究、学校行事の交流などに取り組んだ。
- ・ 小学校 1～4 年生では 35 人学級編制を実施し、5・6 年生と中学校では教科担任制や少人数指導、同室複数指導等により学習指導の充実を図ってきた。
- ・ 学校支援地域本部事業*を通して、学校支援ボランティア等の「地域の教育力」の活用に取り組んできた。
- ・ 「開かれた学校・園づくり」に向けて、「学校・園評議員」や「学校評価制度」を実施し、P D C A サイクルにのっとり、改善を図ってきた。
- ・ 平成 21 年度入試から、兵庫県公立高等学校の入学選抜制度として、「学びたい学校」を複数志望できる「複数志願選抜」および「特色選抜」が導入され、さらに平成 27 年度入試から学区再編となり、中学校では、生徒が主体的な進路選択ができるよう計画的に進路相談を行い、個に応じた指導をしてきた。
- ・ 幼稚園、小・中学校におけるキャリア教育について積極的に推進してきた。

③ 特別支援教育

- ・ 猪名川町教育支援委員会を設置し、個々の子どもの状態把握に努め、学校・園での生活を保護者と共に考える機会を提供するとともに、適切な教育支援に取り組んできた。
- ・ 特別支援教育を「わくわくスクールプラン 2」推進の柱に据え、就学前から個々の子どもの状態把握に努め、保護者との意思疎通を図りながら、教育活動を進めてきた。

- ・特別支援学級の教室設置と設備については、子どもの状態に応じてより良い教育環境となるように整えてきた。
- ・特別な支援を要する子どもと保護者を支援するため、教育相談窓口を教育支援センターに設置するとともに、学校でも巡回相談を行った。
- ・平成 18 年に締結した兵庫教育大学・川西養護学校・猪名川町教育委員会の三者による特別支援教育の推進に関する連携協約は、本町での特別支援教育推進の要となり、大学院生の実習協力の取組は、学校・園現場での教育力向上において大きな効果を上げている。
- ・特別支援教育への理解を深めるため、教職員、保護者、地域住民、関係機関の方々を対象に、特別支援教育公開講座の開催を重ねてきた。
- ・特別な支援が必要な子どもたちの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな支援を行ってきた。
- ・通常の学級に在籍する LD^{*}、ADHD^{*}等を含めた特別な支援が必要な児童生徒に対する通級による指導の充実を図った。

（２）社会教育の取組

社会教育においては、「猪名川の教育ナビゲーション」に毎年度教育施策を示し、取組を進めてきた。この取組を検証する。

① 生涯学習

- ・「生涯学習センター（中央公民館、図書館併設）」「日生公民館」等を活用し、生涯教育推進の拠点としてきた。
- ・「生涯学習センター（中央公民館）」を中心に公民館登録グループ（50 グループ 会員数 893 名）の育成、活動支援を行った。
- ・地域住民の学習ニーズに応じたタイムリーな講座等（時事セミナー・青少年問題セミナー・歴史講座・健康セミナー等）を開催し、地域住民の知識の向上に努めた。
- ・住民の読書意欲に応えるため、図書館資料の充実を図るとともに、町内全域サービスを目的とした日生図書館の開室や移動図書館の運行、また、お話し会など様々な行事を開催し、幼児から読書に親しむ機会づくりを行った。
- ・「文化体育館（イナホール）」を中心に文化・芸術の振興を図っており、特に住民の芸術・文化に対する意識向上のため、コンサート等を中心とした舞台鑑賞公演を自主事業（文化体育館事業）として実施した。
- ・文化芸術関係団体の育成と自主活動の支援を目的として、町文化協会（加盟 17 団体 会員数 91 名）との共同事業を実施した。

② スポーツ振興

- ・「文化体育館（イナホール）」「スポーツセンター」等の拠点に加え、学校グラウンド開放を図るなどスポーツの振興に取り組んだ。
- ・体育協会傘下（加盟 17 団体 会員数 2,754 名）の様々な団体を支援し、指導者育成にも努めた。
- ・全小学校区に設立された「スポーツクラブ 21※」の活動は定着し、地域住民の健康や体力づくり等に大きな効果を上げた。

③ 文化財の保存・継承

- ・町内の有形・無形文化財の保護、保存に努めた。
【国指定】 2 件 【国登録】 2 件
【県指定】 10 件 【町指定】 23 件 （平成 28 年 4 月現在）
- ・町の歴史・文化に興味を持ち認識を深めるきっかけづくりとなる講座等を開催した。
- ・多田銀銅山悠久の館、ふるさと館を中心に文化財行政の情報発信を行った。
- ・平成 27 年 10 月 7 日、多田銀銅山遺跡が国史跡指定された。

（３）子育て支援

- ・子育て支援センターを設置し、保護者への情報提供や支援を行ってきた。
- ・乳幼児等こども医療費助成制度による自己負担無料化や各種検診の無償化等によって健康管理を徹底した。
- ・保育所機能の充実を図り、待機児童の減少に努めた。
- ・幼稚園での未就園児とその保護者対象に子育て支援活動や園庭開放を行うとともに、保護者の子育て相談を受けるなど保護者支援に努めてきた。
- ・留守家庭児童育成室は、5 小学校において 8 育成室を開設し、待機児童が生じることのないようにした（大島小学校児童は、楊津小学校を利用）。

（４）青少年健全育成

- ・青少年問題協議会において、様々な関係機関・団体と情報交換等を行い、青少年の健全育成に努めた。
- ・阪神青少年補導センター連絡会に参加し、広域的な情報交換・情報発信に努めた。
- ・青少年指導員を中心に年間を通じて、夜間パトロールを実施した。
- ・青少年健全育成推進会議、子ども会連絡協議会の活動を支援し、青少年健全育成事業を後方的、側面的に支援した。
- ・インターネット等情報化の発展に伴い、青少年が被害者となる事案が急増し

ていることを踏まえ、研修会等の開催に努めた。

(5) 人権教育

- ・木津総合会館（平成 28 年度以降、六瀬総合センター）を拠点として人権教育を推進してきた。
- ・猪名川町人権推進審議会を設置し、人権行政推進の方向性の提言を受け、これに基づく取組を進めている。
- ・平成 12 年度、「人権教育のための国連 10 年猪名川町行動計画」を策定し、人権教育に取り組んだ。
- ・平成 21 年度と平成 27 年度に、人権意識調査に取り組み、住民の意識を把握し、「人権についての意識調査・調査結果報告書」をとりまとめた。また、平成 24 年度より 5 か年計画で策定した「人権推進基本計画」の見直しを行った。

3 猪名川教育の課題

社会の現状と本町の教育が歩んできた経過と教育振興の取組を踏まえ、本町の教育の課題を示す。

(1) 学校教育

本町では、平成 24 年度に「わくわくスクールプラン 2」を策定し、学校教育の振興策をまとめて推進してきた。この成果を踏まえ課題を示す。

① 学力の向上

子どもの学力については、中学校区単位での幼・小・中の連携を図り、子どもの個別の学力状況を的確に把握するため、学習到達度調査や全国学力・学習状況調査などを通してその実態を検証しつつ、基礎基本の定着に取り組んできた。この結果、小学校は全国平均並み、中学校は全国平均より高い状況で推移している。この状況を継続し発展させるために、さらなる取組が必要である。

また、電子黒板、実物投影機、タブレット端末等の学校 I C T 機器を活用し、分かる授業づくりを進める必要がある。授業のユニバーサルデザイン化の研究を進め、誰もが分かる授業（保育）を目指すことが望まれる。また、地域人材を活用し、放課後学習や土曜学習等をさらに展開することも必要である。

② 心の教育の推進

豊かな心を育む教育は、子どもの成長に欠くことのできないものであり、人格形成の普遍的課題となっている。このため自他を認め、共に生きる心を育み、倫理観等を養うことが求められている。

また、自尊感情の低下している子どもについては、適切な指導を行うことが求められる。

③ いじめ・不登校対策の推進

いじめや不登校の増加から教育支援センターに教育相談窓口を設け、教職員や保護者を含め、悩みの対応を進めることにより、子どもを正しく理解することとなり、不登校の減少等につながっている。

平成 20 年度に不登校対策協議会を設置し、保・幼・小・中連携を強化し、綿密な情報交換を行い、対策について協議してきた。今後も、早期の対応による不登校を防ぐ必要がある。

各学校においては、いじめ防止基本方針を定め、いじめ対応チームを設置し、迅速かつ適切に対応する体制を整えている。重大事態が生じた場合に備え、平成 27 年度に「猪名川町いじめ問題対策審議会」を設置した。また、道德の時間をはじめ、全教育活動を通して、未然防止に努めるとともに、いじめアンケートや教育相談の実施により、早期発見・早期対応を行う必要がある。

④ 体力づくりと適切な生活習慣の確立

子どもの体力については、毎年度実施している小・中学校新体力テスト（スポーツテスト）等の結果から、運動能力は全国平均を下回る状況が続いているため、町教育委員会からの支援策を模索し、教員や児童への直接の支援・指導に取り組んだ。

また、学習到達度調査や全国学力・学習状況調査と同時実施した「生活行動・学習活動調査」や「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」から、食事を含めた生活全体のあり方に問題が見られるため、早急な対策が必要である。

さらに生涯を通じて健康な生活を送るための基礎となる食育^{*}、薬物乱用防止教育や性教育などの取組を家庭および地域と連携して進める必要がある。

⑤ 就学前教育の充実

平成 27 年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行され、さらなる子ども子育て支援の充実に取り組んでいる「子育て支援センター」の利用も年々増加しており、乳幼児期の保護者支援を行い、充実を図っている。今後も子育て支援の要請が高まることが予想される。

また、ニュータウンを抱える本町の特性もあり、平成 18 年には、住宅地開発に伴う児童数の急増に対応するため、新たに「つつじが丘幼稚園」を開設した。

これにより、4 幼稚園体制となり定員は町立 390 名（4・5 歳児対象）、となっている。

また、保育所が町立 1 園、私立 1 園の 2 か所、認定こども園が私立 2 園の 2 か所設置しており、待機児童は平成 28 年 4 月 1 日現在 0 名となっている。

⑥ 特別な支援を要する子どもの教育の充実

インクルーシブ教育システム※の構築を見据えた「兵庫県特別支援教育第 2 次推進計画」に基づき、障がいのある子どもたち一人ひとりのライフサイクルを見通した自立と社会参加に向けたキャリア形成を目指し、教育的ニーズを把握したきめ細かく適切な教育的支援を行ってきた。

校園内支援体制の構築、コーディネーターの専門性の向上、教育相談や小・中学校入学の際の移行支援等、充実を図ってきた。特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する LD、ADHD 等を含めた特別な支援が必要な子どもたちに対して、きめ細かな支援を行うことを目指す。

⑦ 教職員の資質向上

平成 28 年 5 月 1 日現在、本町の教員の年齢構成は、50 歳代が 41 人で 36%、40 歳代の中堅教員が 16 人で 14%となっており、平成 22 年度と比較すると、40 歳代以上の割合が半数を大きく下回る状況であり、20 歳代、30 歳代の教員数は合せて 50%台となっており、若手教員も増加している。なお、臨時的任用教員の年齢層が若くなっており、指導力不足が課題となっている。今後、ベテラン教員が培ってきたことを若手教員に継承されるなどの教育現場の教育力の維持向上に努めることが望まれる。

また、学校への保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教職員の仕事は多岐にわたり、多忙感は年々大きくなっており、校務の軽減化を図り、教職員が子どもと向き合う時間の確保が必要である。県教育委員会の「教職員の勤務時間適正化対策プラン」に基づく、取組や教職員への校務用パソコンの配備により、一定の成果は見られたが、完全な課題解消には至っていない。

また、緊急事案の発生時の適切な対応や ICT 活用による授業力向上等に積極的に取り組む必要がある。

⑧ 学校・園の適正規模・適正配置

本町では昭和 40 年代半ばから大規模住宅地開発が進められ、これ以後人口増加の一途をたどってきた。その人口は、昭和 45 年の 7,023 人から平成 22 年に 32,500 人と増加し、4.62 倍となったが、平成 27 年には 31,722 人へと減少に転じた。

猪名川町第五次総合計画（後期計画）では、今後の転入等により平成 31 年度の

目標人口を 32,000 人としている。

児童生徒の数は、平成 9 年には小学生 2,508 人、中学生 1,358 人、計 3,866 人まで増加の一途をたどったものの、この後、住宅地の成熟とともに横ばいから減少に転じ、平成 28 年には小学生 2,083 人、中学生 1,080 人、計 3,163 人となった。

この増加に対応するため、学校の新設・増築を進め、幼稚園 4 園、小学校 7 校、中学校 3 校を設置したが、一部校区では減少が著しく、平成 22 年度から阿古谷小学校では、複式学級を設置することになり、適正な教育環境を求める保護者の要望を受け、平成 25 年度には松尾台小学校に統合した。

今後は、大幅に増加した大規模ニュータウンを抱える南部 3 校（つつじが丘小学校・白金小学校・猪名川中学校）も含めて減少すると見込んでいる。

既に 1 学年単学級の中学校や、近い将来、複式学級運営や 1 学年単学級となる小学校が現れてくることが見込まれている。平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出されたこと、平成 27 年 8 月に中央教育審議会による教育課程企画特別部会における論点整理が報告され、その中で明らかにされた「育成すべき資質・能力」を育む適切な教育環境を検討することにした。

また、学校園のあり方検討委員会を立ち上げ、教職員、保護者、地域住民と意見交換会を開催している。それにより、学校の適正規模・適正配置に係る議論が進められているが、学校が果たす役割として地域コミュニティや防災の拠点など多機能を合せ持つこと、地域の教育力に支えられた学校づくりの現状から、学校と保護者に止まらず、地域住民の意向にも十分な配慮をする必要がある。

⑨ 学校・園安全対策の推進

幼児・児童・生徒が自ら身を守り、安全を確保する能力を育成するために、防犯ブザーの携行を徹底させるとともに、防犯訓練、交通安全教室、C A P 講習会等を実施し、発達段階に応じ、A E D を含めた心肺蘇生法等の講習を実施するなど、実践的対処法を身に付けさせるよう工夫して取り組んできた。

さらに、各学校において「ネット教育啓発事業」を実施し、県警察本部サイバー犯罪防犯センター指導員等、専門の講師を招へいし、子どもたちに対してインターネットに潜む危険性について意識の啓発を図ってきた。

また、学校施設における耐震改修については、主要な構造部分について補強策を講じ、平成 19 年度に全校で完了しており、現在非構造部材の耐震化についても進めている。今後、施設の老朽化への対応が求められるとともに、不法侵入者等から子どもを守るための措置が今後の課題である。

⑩ 家庭の教育力の向上

子育てに不安を抱えている保護者や児童虐待等が社会的な問題になる中、保護者が自信を持ち、孤立することなく安心して子育てできる環境づくりが求められている。

また、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他人への思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断等の倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養うために、家庭教育は極めて重要である。

しかし、個人のプライバシーや個性の尊重への意識が高まる中、保護者においても価値観の多様化が顕著となり、子どもの発達段階に応じた支援が十分になされないことも見られる。

そこで、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育を充実させるための意識啓発と支援を行う必要がある。

⑪ 地域の教育力の活用

社会の大きな変化の中で、地域のつながりや機能も変化しており、家庭だけでなく地域の教育力の低下も指摘されている。また、子どもが地域社会の中で培ってきた「社会性」を習得する機会が不足している。

本町では平成 20 年度に各小学校区に「まちづくり協議会※」を組織し、これを母体とした地域住民の教育力の「参画と協働」を進めることが求められている。

学校支援地域本部事業※を通して、学校支援ボランティア等の「地域の教育力」の活用を図り、学校・園の支援を充実させることが望まれる。

⑫ 就学困難な児童生徒への援助

要保護・準要保護対象児童・生徒数は、平成 17 年度には 147 名であったが増加の一途をたどり、平成 27 年度は、226 名となっている。この背景には、長引く景気低迷が起因していると考えられ、今後もこの状況が続くと見込まれることから、経済的な格差がさらに広がることが子どもの教育環境に影響を与えることのないように、援助施策を維持する必要がある。

また、町独自の奨学金制度については、ニーズに合わせ見直しを行い、就学等に係る経済的な課題に対応していく。

(2) 社会教育

生涯学習は、高度情報化の進展と価値観の多様化、少子高齢化などから「いつでも・誰でも」学ぶことができる場の提供が課題となる。

この関心の高まりは、今後も続く見込まれることから、住民の要請に応える体制の構築が求められる。

① 生涯学習活動の支援

「生涯学習センター(中央公民館)」を中心に公民館登録グループ(50 グループ、会員数 893 名)の育成、活動支援を行うとともに、地域住民の学習ニーズに応じたタイムリーな講座等(時事セミナー・青少年問題セミナー・歴史講座・健康セミナー等)を開催し、地域住民の知識の向上に取り組んできた。しかし、受講生自らがその成果を地域社会に還元し、また、活動の担い手となっていない状況にある。

また、住民の読書意欲に応えるため、図書館資料の充実を図るとともに、町内全域サービスを目的とした「日生図書館」の開室や「移動図書館」の運行、また、お話し会など様々な行事を開催し、幼児から読書に親しむ機会づくりを行っている。

今後においては、利用者の求める情報発信の手段として、図書館や公民館での定期的な情報紙の発行を行うほか、インターネットからの情報発信を行い、利用者のさらなる利用促進に努める必要がある。

② 芸術・文化の振興

平成3年に開設した「文化体育館(イナホール)」を中心に芸術・文化の振興を図っている。

特に住民の芸術・文化に対する意識向上のため、コンサート等を中心とした舞台鑑賞公演を自主事業(文化体育館事業)として実施することにより、住民の文化の向上に取り組んできた。

今後においても、住民のニーズを的確に把握し、事業の精選に努め、多くの方に喜んでいただける事業実施により、さらなる文化活動の発展を目指す。

また、開館から25年が経過した施設であり、適切な維持管理が求められる。

実行力を発揮できる組織として平成22年度に新たに組織を発足させた町文化協会(加盟17団体 会員数91名)について、引き続き支援が必要である。

③ スポーツ活動の推進

生涯スポーツの推進については、「文化体育館(イナホール)」「スポーツセンター」や各学校のグラウンド開放等を活用したスポーツの振興に取り組んできた。文化体育館・スポーツセンターともに、より活用しやすい施設としての適正な管理が求められる。

体育協会傘下(加盟17団体、会員数2,754名)の様々な団体への支援を行うことにより、その推進を進めてきたところで、指導者の育成にも力を注いでいるところである。

また、全小学校区に設立された「スポーツクラブ21」の活動は定着したものの、

会員活動から地域住民の健康や体力づくり等さらに大きな発展が求められる。

今後においては各団体が安定運営できるよう後方的、側面的支援を実施する必要がある。

④ 文化財の保存・継承

町内の有形・無形文化財の保護、保存に努めるとともに、町の歴史・文化に興味を持ち認識を深めるきっかけづくりとなる講座等を開催している。

また、多田銀銅山悠久の館、ふるさと館を中心に文化財行政の情報発信を行っている。

今後においても、国史跡多田銀銅山遺跡を中心に町内に点在する貴重な文化財について、未指定のものも含めて調査、保護をしていく必要がある。

⑤ 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は、様々な社会情勢の変化とともに大きく様変わりしている。

中でもインターネットなどの情報化の進展に伴い、青少年が被害者となる事案が急増していること、また家庭や地域の連帯感が薄れコミュニティが希薄になったことが要因で地域の教育力が低下し、青少年に悪影響を及ぼしていることは否めない。

今後においては、青少年（子ども）を中心に家庭・学校・地域が連携し、地域教育の再構築を目指さなければならない。

⑥ 家庭の教育力の向上

子育てに不安を抱いている保護者や児童虐待等が社会的な問題になる中、保護者が自信を持ち、孤立することなく安心して子育てできる環境づくりが求められている。

また、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他人への思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断等の倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養うために、家庭は極めて重要である。

しかし、個人のプライバシーや個性の尊重への意識が進む中、保護者においても価値観の多様化が顕著となり、子どもの発達段階に応じた支援が十分になされないことも見られる。

そこで、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育を充実させるための意識啓発と支援を行う必要がある（再掲）。

⑦ 地域の教育力の活用

社会の大きな変化の中で、地域のつながりや機能も変化しており、家庭だけでなく地域の教育力の低下も指摘されている。また、子どもが地域社会の中で培ってきた「社会性」を習得する機会が不足している。

本町では平成 20 年度に各小学校区に「まちづくり協議会※」を組織し、これを母体とした地域住民の教育力の「参画と協働」を進めることが求められている。

学校支援地域本部事業※を通して、学校支援ボランティア等の「地域の教育力」の活用に取り組み、学校・園の支援を充実させることが望まれる（再掲）。

第3部 猪名川教育が目指す姿

1 基本理念

猪名川教育の基本理念

子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町

「教育の心のある町」の実現は、子どもも大人もそして地域も育っていくという共通理念の下で進められる。それは、町民一人ひとりが自分たちの教育は自分たちでつくり上げていくという気持ちで推進されるものである。

そこでは、学校・園づくり⇔地域づくりの視点がベースになって機能している。

2 猪名川教育の基本方針

(1) 人づくり

猪名川教育の実現を図るためには、教育機関のみならず、各家庭や地域全体での取組が必要である。

学校等の教育機関での教育の充実と、あいさつ運動や地域防災活動等の住民活動を支援していく中で「人づくり」を進める。

- ① 就学前教育から中学校までの強固で緩やかな一貫教育を核として、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図り、未来を切り開く力を持った人づくりを推進する。
- ② 夢と志を持つとともに、自分に合った形で地域社会に貢献できる人づくりを推進する。

(2) 地域づくり

地域社会の中で「人」と「人」のつながりが広がり、地域の活動が活発化し、互いの理解と協働意識を高めることが重要である。

家庭・地域の人々が様々な形で地域ぐるみの教育に取り組むとともに、学校・園を支援することでお互いが認め合い、人を大切にする地域へと深化させ、郷土愛あふれる町「小さくても輝くふるさと猪名川」を築き上げる。

- ① 子どもたちの「学び」と「育ち」を支えるために、地域社会の中で人とのつながりを深め合い、活力ある地域づくりを推進する。
- ② 猪名川町で暮らす人、働く人、学ぶ人がお互いを尊重し合い、温かい関係性を大切にして、生き生きと自己表現できる地域づくりを推進する。

3 猪名川教育の重点目標

(1) 生きる力を育む学校教育及び就学前教育の充実

子どもの誕生から義務教育までの期間は、人としての基礎づくりである「学び」のスタートの最も大切な時期である。また、義務教育期間は、人格形成上最も大切な時期であり、小学校・中学校において「生きる力」をしっかりと培うことができるかが、その後の人生を左右することとなる。

そこで、子どもの成長・発達段階や課題を踏まえるとともに、発達の連続性を大切にした教育を進める。

また、幼稚園と保育所の連携をさらに深化させ、就学前教育の質を高めていく。

(2) 信頼される教育を支える教育環境の整備と充実

子どもたちが充実した学校・園生活を送り、未来を切り拓く力を育成するためには、安全で安心な教育環境が前提条件になる。

そこで、教職員の学習指導をはじめ、多様な課題に対応する実践的指導力を高める。さらに学校の組織力を強化し、信頼される学校づくりを進める。そして、それらの取組を通して、教職員一人ひとりが成果を実感できるようにしなければならない。また、意欲的に学べる学習環境の整備を進める。

（３）学校・園と家庭・地域との連携の強化及び家庭・地域の教育力の向上

学校・園と家庭、地域が一体となって子どもの教育に関わることは、子どもたちの学びや育ちを支えることになるとともに、学校・園を核とした地域づくりを進めることになる。

そこで、学校・園は家庭・地域と情報の授受を積極的に行い、信頼関係を構築し、連携を強化する。

また、保護者が子どもの発達段階に応じた適切な支援を行えるように家庭の教育力を高める取組を進めるとともに、地域の人材を活用することにより学校・園の支援を充実させる。

（４）生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実

高齢社会へ急速に進んでおり、誰もが生きがいを持って豊かに過ごす人生を目指すため、多種多様な学習活動が展開されている。

この活動範囲は、さらに拡大することが見込まれることから、生涯学習環境の整備や、地域文化・体力づくり・スポーツの振興の推進を図る。

また、町内に点在する指定有形・無形文化財の保存・継承に努めるとともに、新たな文化財の発掘に取り組む。

4 猪名川教育基本計画の構成

基本理念

子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町

基本方針

人づくり

地域づくり

重点目標

(1) 生きる力を育む学校教育及び
就学前教育の充実

(2) 信頼される教育を支える
教育環境の整備と充実

(3) 学校・園と家庭・地域との
連携の強化および
家庭・地域の教育力の向上

(4) 生涯学習社会の実現を支える
社会教育の充実

5 重点目標に関わる施策

(1) 生きる力を育む学校教育及び就学前教育の充実

～就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育を進める～

- ① 「確かな学力」を培う
- ② 「豊かな心」を育てる
- ③ 「健やかな体」を養う
- ④ 特別な支援を要する子どもの教育を推進する
- ⑤ 生徒指導を充実する
- ⑥ 幼児教育を充実する
- ⑦ 就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育を進める

子どもの誕生から義務教育までの期間は、人としての基礎づくりである学びのスタートの最も大切な時期である。また、義務教育期間は、人格形成上、最も大切な時期であり、小学校・中学校において「生きる力」をしっかり培うことができるかが、その後の人生を左右することになる。

そこで、子どもの成長・発達段階や課題を踏まえるとともに、発達と学びの連続性を大切にした教育を進める。

また、幼稚園と保育園の連携をさらに深化させ、就学前教育の質を高めていく。このため、施策として次のことに取り組む。

猪名川町における幼（保）・小・中一貫教育の考え方

（平成17年度策定「わくわくスクールプラン」から継承）

就学前教育から中学校までの既存の学校・園を存続した形で、教職員等の交流・連携、子どもたちの交流等を図って、「強固な連携」「緩やかな一貫」のある教育を実施する。

① 「確かな学力」を培う

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む学習意欲の向上などに取り組む。

また、「分かる授業」づくりの観点として特別支援教育を取り入れ、達成感や満足感が得られる授業を実現し、家庭学習にも主体的に取り組む態度を育成する。

ア 魅力ある授業づくりの推進

- ・新学習システム推進事業（兵庫型教科担任制、少人数授業、同室複数授業等）による効果的な学習の展開
- ・特別支援教育の観点による授業のユニバーサルデザイン化の推進
- ・A L T※の活用による中学校英語教育及び小学校英語・外国語活動の充実
- ・英語指導力向上研修の推進

イ 猪名川町学習到達度調査事業（小学5年生、中学2年生）の実施と活用

- ・結果分析を踏まえた授業の工夫改善の取組の実践
- ・中学校ブロックでの学力向上を目指した取組の展開（小小連携・小中連携）

ウ 言葉の力の向上

- ・各教科等における言語活動の充実
- ・学校図書館司書・支援員の配置による図書館教育の充実
- ・地域ぐるみの「猪名川町読書の日」の取組の展開

エ I C T※機器等の効果的な活用による授業の充実

- ・電子黒板、タブレット端末等 I C T機器の活用による授業の研究と実践
- ・情報教育指導補助員の活用による学習指導の充実

② 「豊かな心」を育てる

豊かな情操や規範意識、公共の精神の育成は、人格の形成において重要であり、道徳の時間のみならず学校教育全体を通して行う。人権教育を基盤として、社会的自立心、協調性、人権・生命尊重の心と実践力を育成するとともに、子どもたちの自尊感情を高める。また、体験活動や読書活動を通して豊かな人間性の育成に取り組む。

ア 道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳教育及び人権教育の計画的な指導の推進
- ・町生活行動・学習活動調査の結果分析を踏まえた取組の推進
- ・情報モラル教育※、キャリア教育※の推進

イ 「命の大切さ」を実感させる教育の推進

ウ 自然体験・社会体験・ボランティア活動等体験活動の充実

- ・小学校環境体験事業、自然学校推進事業

- ・ 中学校体験活動事業（スキー学習）
- ・ 青少年芸術体験事業「わくわくオーケストラ教室」
- ・ 「トライやる・ウィーク」、「トライやる」アクション
- ・ 町中学生国際交流推進事業（姉妹都市派遣）
- ・ 町行事等でのボランティア活動の推進

エ 言葉の力の向上〈再掲〉

- ・ 各教科等における言語活動の充実
- ・ 学校図書館司書・支援員の配置による図書館教育の充実
- ・ 地域ぐるみの「猪名川町読書の日」の取組の展開

③ 「健やかな体」を養う

小学生の運動能力の低下は課題となっており、体力・運動能力の現状を調査結果より分析し、学校体育及び部活動を通じて体力の向上を図る。また、生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎となる食育等の取組を家庭・地域と連携して進める。

ア 体力・運動能力の現状把握と体力づくりの推進

- ・ 猪名川町小・中学校体力テストの実施と活用（小学4～6年生、中学1～3年生）
- ・ 兵庫県児童生徒体力・運動能力調査と活用（小学1～6年生、中学1～3年生）

イ 食育※の充実

- ・ 「食に関する指導」全体計画に基づく食育の充実
- ・ 栄養教諭による栄養指導の実践
- ・ 生きた教材としての学校給食の活用
- ・ 保護者・地域と連携した食育の推進活動の実施

ウ 健康の増進

- ・ 町小児生活習慣及び食生活改善委員会による幼児児童生徒の健康保持等に関する施策の推進
- ・ 生活習慣・食生活アンケートの実施（小学4年生、中学2年生）
- ・ 小・中学校での生活習慣・食生活アンケート結果に基づいた講演会の実施
- ・ 生活習慣・食生活に関する個別の指導の実施
- ・ 保護者・地域への健全な生活習慣の定着の啓発

④ 特別な支援を要する子どもの教育を推進する

障がいのある子どもたち一人ひとりのライフサイクルを見通し、教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。また、全ての子どもにとって過ごしやすい環境づくりや「分かる授業（保育）」づくりの観点として特別支援教育を取り入れる。保護者・地域の理解を深める取組を展開する。

ア 教職員の実践力の向上及び校園内支援体制の充実

- ・ 特別支援学級及び通級による指導※の充実
- ・ 個別の教育支援計画※及び個別の指導計画※に基づく個に応じた指導の充実
- ・ 学校・園における特別支援教育支援員の適正な配置
- ・ 学校におけるスクールアシスタント※の適正な配置

イ 就学前から就労期までの支援体制の充実

- ・ サポートファイル※の活用による支援の継続
- ・ 特別支援教育にかかる就学説明会の開催
- ・ 保・幼・小・中の連携による移行支援の充実

ウ 関係機関との連携の強化による個に応じた支援・指導の充実

- ・ 巡回相談※等の活用による個に応じた指導の充実
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※との連携による指導充実
- ・ 兵庫教育大学及び川西養護学校との特別支援教育にかかる連携※協約に基づく協働研究

エ 特別支援教育の観点による授業・保育ユニバーサルデザイン化の推進

オ 保護者・住民への理解啓発

- ・ 町特別支援教育公開講座の開催
- ・ 啓発チラシの配付・ポスターの掲示

⑤ 生徒指導を充実する

一人ひとりの子どもの内面理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的な触れ合いを通じて適切な指導・支援を行う。また、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を示すとともに、迅速に対応する。幼・小・中連携の強化や子どもの正しい理解等により不登校は減少に転じているが、関係機関と連携した取組を行う。

ア 問題行動に対応する組織的な指導体制の充実

- ・ カウンセリングマインド※に基づく指導の実施
- ・ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置と各校との連携の強化
- ・ 特別支援教育の観点を取り入れた生徒指導の充実
- ・ 情報モラル教育の推進

イ いじめ、不登校※等に対する指導の充実

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく指導
- ・ 町不登校対策協議会における連携の強化
- ・ 適応指導教室※STEPいながわの活用
- ・ いじめ対応ネットワーク会議における連携の強化
- ・ 教育心理検査（hyper-QU）の実施と活用

ウ 幼・小・中における生活指導・生徒指導の連携強化

⑥ 幼児教育を充実する

直接的・具体的な体験を通して「生きる力」の基礎を育成する。より良い環境構成を行い、豊かな心情や物事に主体的に取り組む姿勢、基本的生活習慣等を育む。また、幼児教育のセンター的役割を果たすとともに、就学前教育の質の維持・向上を図るため、保育士と幼稚園教諭の合同研修を行う。

ア 発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実

- ・ 幼稚園教員と小学校教員との合同研究
- ・ 幼稚園と小学校との交流活動の実施
- ・ 異年齢児や未就園児との交流活動の実施
- ・ 特別な支援を要する幼児の指導の充実
- ・ 保・幼・小・中の連携による移行支援の充実〈再掲〉
- ・ ALT※を活用した英語教育の充実

イ 子育て支援活動の充実

- ・ 幼稚園における子育て相談の充実
- ・ 幼稚園の園庭開放の実施
- ・ 未就園児と在園児との交流活動の実施
- ・ 公立幼稚園啓発のリーフレットの作成、配布
- ・ 地域子育て支援啓発イベントの開催

ウ 幼稚園と保育所との連携

- ・ 保育園と幼稚園との交流活動の実施
- ・ 合同研修会の開催
- ・ 認定こども園[※]事業の研究、視察研修

エ 公立幼稚園と私立幼稚園との連携

- ・ 相互の視察研修
- ・ 交流研修の実施

オ 地域との交流の充実

- ・ 異世代との交流活動の実施

⑦ 就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育を進める

子どもの発達段階について理解を深め、成長・発達と学びの連続性を大切に
した指導が大切であり、就学前教育から義務教育の連携をより強固にする。ま
た、発達段階に応じた対応の変化は持ちつつも指導や支援の一貫性を保持する
ことを重んじる。

各中学校ブロックで取組を推進することで、幼稚園（保育園）から小・中学
校までの強固な連携のもと、一貫性のある指導・支援を行う。

ア 互恵性のある異校種間の交流活動[※]の実施

- ・ 互いの活動目的や目標を共有し、成果のある活動の実践

イ 小・中学校教員による合同研究の推進

- ・ 子ども理解と発達段階に応じた指導方法の相互理解のための授業参観等
- ・ 中学校教員と小学校教員との協働授業の実施
- ・ 中学校ブロックでの学力向上をめざした取組の展開（幼保連携・保幼小連
携・小小連携・小中連携）
- ・ 人権教育・特別支援教育等共通課題にかかる中学校ブロックでの連携した
取組の展開

ウ 就学・進学等移行の支援の充実

- ・ オープン・ジュニア・ハイスクール（小学生の中学校体験授業）の実施
- ・ 就学予定児の小学校体験の実施
- ・ 特別な配慮を要する子どもの移行支援の充実
- ・ キャリア教育の推進〈再掲〉

(2) 信頼される教育を支える教育環境の整備と充実

- ① 特色ある学校・園づくりの充実を図る
- ② 教職員の資質と実践的指導力の向上を図る
- ③ 人権尊重の学校・園文化を構築する
- ④ 教育環境を整備・充実する
- ⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する
- ⑥ 学校・園のあり方を検討する

子どもたちが充実した学校・園生活を送り、未来を切り開く力を付けるためには、安全で安心な教育環境が前提条件になる。

そこで、学習指導をはじめ、多様な課題に対応する教職員の実践的指導力を高める。さらに学校の組織力を強化し、信頼される学校づくりを進める。そして、それらの取組を通して、教職員一人ひとりが成果を実感できるようにしなければならない。また、意欲的に学べる学習環境の整備を進める。このため、施策として次のことに取り組む。

① 特色ある学校・園づくりの充実を図る

学校・園においては、様々な教育課題に適切に対応するために、学校園の組織力を高めるとともに、保護者・地域の協働と参画を得て、「通いたい学校・園」「通わせたい学校・園」づくりが求められている。

学校評議員制度や学校評価を効果的に活用し、学校・園経営の充実を図る。

また、教職員の勤務時間の適正化に向けた取組を推進し、子どもと向き合う環境をつくる。

ア 特色ある学校・園づくり、開かれた学校・園づくりの推進

- ・学校通信、ホームページ等による学校・園からの積極的な情報発信
- ・オープンスクールの実施
- ・学校（園）評議員制度・学校評価の効果的な活用
- ・コミュニティ・スクール※の研究

イ 保護者・地域による学校支援の推進

- ・学校支援ボランティアの活用システムの充実
- ・学校支援ボランティア等による学校支援の充実

ウ 子どもと向き合う時間の確保のための学校業務改善の推進

- ・全教職員へのパソコン貸与、校内LAN整備、ネットワーク整備
- ・校務の効率化を図るための校務支援システムの導入
- ・学校事務の共同研究

② 教職員の資質と実践的指導力の向上を図る

教職員が高い倫理観と使命感を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力を向上するための研修を充実する。また、教職員の心身の健康の保持に努める。

ア 教職員の資質と実践的指導力の向上

- ・校園内研究授業等の充実
- ・各種研修の充実
- ・若手教員の授業力向上のための研修の実施
- ・臨時的任用教員の指導力向上のための研修の実施

イ 町教育支援センターの機能の充実

- ・町教育支援センターの研修講座の充実
- ・教育研究調査活動の支援
- ・学校教育指導員※による学校・園経営等への支援
- ・幼児児童生徒の発達にかかる教育相談の充実

ウ ミドルリーダー（中堅教員）の育成

- ・学校・園経営研究会の充実

エ 教職員のメンタルヘルスの充実

- ・メンタルヘルス相談事業・心理カウンセリング事業の充実
- ・ストレスチェックの定期実施

③ 人権尊重の学校・園文化を構築する

人権尊重の理念に基づき、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成する。また、人権教育の取組を家庭・地域に積極的に情報提供する。

ア 「共に生きる心」の育成

- ・道徳教育及び人権教育の計画的な指導の推進〈再掲〉

- ・「命の大切さ」を実感させる教育の推進〈再掲〉
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく指導〈再掲〉
- ・国際理解教育、多文化共生教育の推進
- ・障がいのある子どもとの交流及び共同学習の充実
- ・自然体験・社会体験・ボランティア活動等体験活動の充実〈再掲〉

イ 各種団体との連携

- ・猪名川町人権・同和教育研究協議会との連携
- ・学校と各種団体との連携

④ 教育環境を整備・充実する

「分かる授業」を実現できる環境づくりや「確かな学力」の向上のために、設備や備品の充実を図る。また、家庭の経済的問題を教育に反映させない援助施策の展開を図る。

ア 学校施設及び教材・教具等の整備・充実

- ・学校施設の適正な管理
- ・新学習指導要領を踏まえた教材の整備
- ・学校図書館図書の計画的な整備

イ 学校業務改善事業

- ・全教職員へのパソコン貸与、校内LAN整備、ネットワーク整備〈再掲〉
- ・校務の効率化を図るための校務支援システムの導入〈再掲〉
- ・勤務時間適正化推進検討委員会による学校業務の工夫改善・効率化推進

ウ 教育の機会均等等の確保

- ・要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業の実施
- ・小・中学校特別支援教育就学奨励事業の実施
- ・町奨学金事業の継続実施
- ・幼稚園保育料・入園料の改定及び減免事業の実施

エ 学校給食

- ・食物アレルギー除去食の対応
- ・地産地消等を考慮した食材の利用

⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する

学校・園の危機管理体制を確立するとともに、学校・園と地域が連携し、子どもたちの安全を守り、安心をもたらすための取組をさらに充実させる。また、子ども自らが身を守り、安全を確保する能力を育成する。

ア 安全・安心の環境づくりの推進

- ・学校支援ボランティア等による登下校の安全の確保
- ・防犯ブザーの貸与と携行の指導
- ・町内全学校・園における不審者情報の共有
- ・全学校・園のＡＥＤの設置及び全教職員の普通救命講習受講の義務付け
- ・防災訓練・避難訓練の定期的な実施及びマニュアルの点検

イ 安全教育・防犯教育等の実施

- ・ＣＡＰ講習会の実施（小学４年生）
- ・交通安全教室の実施
- ・防犯訓練の実施
- ・情報モラル教育の実施〈再掲〉

ウ 要保護児童対策の充実

- ・要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携
- ・虐待の早期発見・早期対応等の徹底

エ 情報セキュリティ対策の徹底

- ・町情報セキュリティ・ポリシーの遵守

⑥ 学校・園のあり方を検討する

子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校園の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましい。

学校・園の再編を行うか、残しつつ良さを生かした学校園づくりを行うかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析により行う。

ア 子どもたちの将来を展望した学校・園のあり方の検討

- ・「学校・園のあり方検討委員会」を設置する
- ・学校規模の適正化を検討する
- ・学校適正配置を検討する

- ・地域との意見交換会を開催し、学校・保護者・地域の意見を聞き取る

イ コミュニティ・スクールの研究〈再掲〉

- ・先進地視察
- ・研修会の実施

(3) 学校・園と家庭・地域との連携の強化及び家庭・地域の教育力の向上

- ① 学校・園と家庭・地域との連携を強化する
- ② 家庭の教育力の向上を支援する
- ③ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する
- ④ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する

学校・園と家庭、地域が一体となって子どもの教育に関わることは、子どもたちの学びや育ちを支えることになるとともに、学校・園を核とした地域づくりを進めることになる。

そこで、学校・園は家庭・地域と情報の授受を積極的に行い、信頼関係を構築し、連携を強化する。

また、保護者が子どもの発達段階に応じた適切な支援を行えるように家庭の教育力を高める取組を進める。地域の人材を活用することにより学校・園の支援を充実させる。このため、施策として次のことに取り組む。

① 学校・園と家庭・地域との連携を強化する

子どもの健やかな成長を支援するために、学校・園と家庭・地域が一体となって地域ぐるみの教育を推進する。

ア 学校・園と家庭・地域の連携した取組の実施

- ・地域ぐるみの「猪名川町読書の日」の取組の展開〈再掲〉
- ・健全な生活習慣の定着の啓発、食育の推進活動の実施〈再掲〉
- ・特別支援教育の理解啓発〈再掲〉
- ・開かれた学校づくりの推進〈再掲〉
- ・学校支援ボランティア等による学校支援の充実〈再掲〉
- ・学校支援ボランティア等による登下校の安全の確保〈再掲〉

イ 中学生の家庭学習の支援の推進

- ・全中学生対象にしたオンライン学習サービスの提供
- ・タブレット端末の活用及び「オンライン学習指導員」の派遣によりオンライン学習を放課後・土曜日に実施し、家庭学習につなぐ

ウ 「いなぼう学習タイム」学習サポーターの活用による放課後学習

② 家庭の教育力の向上を支援する

子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、倫理観、自立心などを養うために家庭教育は極めて重要である。そこで、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する情報を提供し、学習の場を広く設けるなど、家庭における教育を充実させるための意識啓発と支援を行う。

ア 学校・園からの子育てに関する情報提供や学習機会の提供

- ・幼稚園等における子育て支援活動の実施〈再掲〉
- ・教育相談の充実
- ・健全な生活習慣、学習習慣の定着についての保護者・地域の理解啓発

イ 放課後対策事業の推進

- ・放課後留守家庭児童育成事業の継続
- ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業「子ども教室型」の展開

ウ 生活習慣・食生活改善の啓発

- ・家庭・地域ぐるみの取組の展開

③ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する

子どもが地域社会の中で培ってきた「社会性」を習得する機会が不足している中、住民の「参画と協働」を進めることにより、地域の子ども・大人が共に学ぶ環境をつくり、「地域の教育力」としての活用を図る。地域ぐるみの取組を推進し、子どもたちを健やかに育てる地域社会の協力・支援体制をつくる。これにより、地域住民もネットワークを広げ、元気に活動してほしい。

ア 学校支援地域本部事業の充実

- ・学校支援ボランティア等による学校支援の充実〈再掲〉
- ・学校支援ボランティアの資質向上のための研修の実施

イ 体験活動の支援

- ・環境体験事業、「トライやる・ウィーク」、「トライやる」アクションの展開

ウ 放課後対策事業の推進

- ・学校・家庭・地域の連携協力推進「子ども教室型」の展開〈再掲〉

④ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する

自分たちの暮らすまち、猪名川町の歴史・文化・自然等に興味を持ち、地域の教育資源として活用する。このことを通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を高め、郷土に誇りを持つ心を醸成し、学校・園の特色ある取組を推進する。

ア 地域に学ぶ体験学習の実施

- ・学校支援ボランティア等の活用による環境学習、昔遊び体験の展開
- ・地域の食材を生かした食育の実践
- ・銀山等の歴史的遺産の学習の実施
- ・里山林を活用した体験活動の実施

イ 郷土愛の育成

- ・史跡や伝統行事の教材化
- ・郷土の歴史・文化を継承する人材による学習活動の実施

(4) 生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実

- ① 生涯学習活動を支援する
- ② 芸術・文化の振興を支援する
- ③ スポーツ活動を推進する
- ④ 青少年健全育成を推進する
- ⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する（再掲）
- ⑥ 家庭の教育力の向上を支援する（再掲）
- ⑦ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する（再掲）
- ⑧ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する（再掲）
- ⑨ 文化財の保存・継承に努める

① 生涯学習活動を支援する

住民の学習意欲に応える体制を維持発展させるため、生涯学習センターを拠点とした学習機会の充実を図る。

ア 住民の学習ニーズに応じた学習機会の提供

- ・地域住民の学習ニーズの把握
- ・「リバグレス猪名川」の実施や住民のニーズに対応したタイムリーな公民館講座の実施
- ・住民のライフスタイルの変化に応じた趣味や技能を習得する場の提供
- ・人権、環境、健康やまちづくりなどの課題に取り組む学習を推進する機会の提供
- ・気軽に学習活動が利用することのできる場の提供

イ 優れた知識や技能を有する人材の発掘や育成及び、発揮できる場の提供

- ・主催講座等を通じた自主学習グループの育成
- ・優れた知識や技能を有する人材を発掘し、指導者・リーダーとして育成し、講師やリーダーとして活躍できる場の提供
- ・公民館フェスタの開催等を通じて、公民館登録グループ相互交流と活動を支援
- ・公民館事業や各種団体の活動情報の提供

ウ 図書館サービスの充実

- ・乳幼児から高齢者まですべての住民が利用しやすい環境の整備
- ・諸資料の収集整備及び迅速な提供
- ・積極的な情報発信や読書関連行事の実施
- ・インターネットサービス等の充実
- ・子どもが読書に親しむ機会の提供とその啓発
- ・学校や保健センター、子育て支援センターとの連携
- ・司書教諭や学校図書館司書・学校図書館支援員との連携
- ・図書館ボランティアとの連携
- ・障がい者へのサービスの充実
- ・レファレンス業務の充実強化

② 芸術・文化の振興を支援する

住民の芸術・文化への意識を更に高めるため、文化協会活動支援を強化する。

ア 芸術・文化に触れる機会の提供及び、芸術・文化関係団体の育成と自主活動の支援

- ・幅広い世代を対象にした鑑賞型事業や普及参加型事業の充実
- ・芸術文化事業を通じ子どもの情操教育を育む
- ・全国大会出場者への支援
- ・インターネット等による情報発信
- ・文化協会等の芸術文化団体の育成・支援
- ・地域住民のニーズの把握
- ・町展等を開催し、芸術文化の推進を図り、地域の活性化につなげる

イ 文化体育館の適正な管理運営及び計画的な維持修繕の実施

- ・適切な施設管理運営に取り組む
- ・施設や設備の計画的な維持管理、修繕の実施

③ スポーツ活動を推進する

体育協会傘下団体や「スポーツクラブ 21」の活動を支援することにより、住民の体力づくりと健康の維持を図る。

ア 生涯スポーツの普及啓発及び指導者や団体の育成

- ・指導者の養成や発掘、各種団体との連携を図り、スポーツ事業の拡充を図る
- ・スポーツ推進委員等との連携によるスポーツを通じた地域交流の推進
- ・「スポーツクラブ 21」の啓発による会員の拡充
- ・体育協会を中心としたスポーツ団体の活動支援
- ・指導者の養成と活動の場の提供

イ 競技スポーツの振興

- ・体育協会等の競技スポーツ団体の支援
- ・スポーツ教室の開催や支援、活動のPRに努める
- ・スポーツ活動優秀者に対する積極的支援

ウ 誰もが活用しやすい施設整備の実施

- ・施設の改修・整備に努める
- ・指定管理者導入により住民サービスの向上を図る

④ 青少年健全育成を推進する

青少年（子ども）の育成については、家庭・学校・地域の連携の下取り組む。

ア 青少年関係団体と家庭・学校・地域の連携による、情報の共有化と啓発活動支援

- ・ 青少年関係団体の活動・事業支援
- ・ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の実施
- ・ 青少年関係団体、学校、家庭、地域住民との情報交換会の実施

⑤ 子どもたちを守るための取組を推進する（再掲）

学校と地域が連携し、子どもの安全・安心を守るための取組を展開する。

ア 青少年指導員を中心とした、青少年非行防止活動の推進

- ・ 青少年指導員を中心としたパトロールの実施
- ・ 地域との連携による「110番のおうち」等の実施
- ・ 関係機関・団体に対する不審者情報などの迅速な情報提供に努める

⑥ 家庭の教育力の向上を支援する（再掲）

子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、倫理観、自立心等を養うために重要な家庭における教育力を充実に努める。

ア 家庭教育に関する施策の充実

- ・ 子育て支援センターとの連携強化
- ・ 子育て家庭に関する情報の収集・整理・発信の充実に図る
- ・ 子育て家庭への学習機会の拡充

⑦ 地域の教育力の向上を目指した協力・支援体制を構築する（再掲）

住民の「参画と協働」を進めることによる「地域の教育力」の活用を図り、学校・園の支援も充実させる。

ア 地域が連携して取り組める体制づくりの構築及び、活動の支援

- ・ 放課後子ども教室等、「地域の教育力」の向上及びその活動の支援
- ・ 講演会・研修会等の実施
- ・ 地域での子育てへの取組についての地域格差や実状の把握、情報提供の機会を図る

⑧ 地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する（再掲）

町の歴史・文化に対して興味を持ち、認識を深めるとともに、地域の教育資源として活用を図り、郷土愛を育てる。

ア 郷土の財産としての認識の周知

- ・町の歴史資料や文化財等の効果的な展示・紹介
- ・ふるさと館や悠久の館等の文化財展示施設の展示替えの実施
- ・各種講座等の実施
- ・伝統行事や伝統芸能の情報発信やP R
- ・社会科授業等を通じた小中学生への学習の拡充

⑨ 文化財の保存・継承に努める

町内に点在する指定有形・無形文化財については保存・継承に努め、潜在的な新たな文化財発掘にも取り組む。

ア 町内に点在する文化財（文化遺産）の調査及び、保存・保護

- ・国史跡多田銀銅山遺跡の保存・活用
- ・企画展や講演会等の実施
- ・文化財の調査及び管理経費に係る補助の実施
- ・民俗文化財の詳細調査の実施

資 料 編

① 小・中学校区別児童生徒数

単位：人

区分	学校名	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	猪名川小学校	学級数	13	15	15	15	15	15
		児童数	256	256	252	274	297	309
	阿古谷小学校	学級数	5	4	－	－	－	－
		児童数	43	45	－	－	－	－
	楊津小学校	学級数	7	7	8	8	7	7
		児童数	78	72	71	61	62	55
	大島小学校	学級数	8	8	8	8	7	7
		児童数	128	115	94	78	68	62
	松尾台小学校	学級数	13	13	13	14	14	14
		児童数	322	309	344	320	318	298
	白金小学校	学級数	23	24	24	24	23	22
		児童数	623	654	637	651	660	631
	つつじが丘 小学校	学級数	25	28	30	28	28	28
		児童数	735	795	820	806	765	739
小学校 学級数			94	99	98	97	94	93
小学校 児童数			2, 185	2, 246	2, 218	2, 190	2, 170	2, 094
中学校	中谷中学校	学級数	9	8	8	8	8	8
		生徒数	202	181	181	188	181	180
	六瀬中学校	学級数	7	6	7	6	6	6
		生徒数	138	123	124	125	110	97
	猪名川中学校	学級数	21	20	22	23	24	23
		生徒数	654	639	677	717	776	797
中学校 学級数			37	34	37	37	38	37
中学校 生徒数			994	943	982	1, 030	1, 067	1, 074
町全体の 学級数			131	133	135	134	132	130
町全体の 児童生徒数			3, 179	3, 189	3, 200	3, 220	3, 237	3, 168

〈各年 5 月 1 日現在〉

② 幼稚園児数（町立・私立別）

単位：人

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公立	幼稚園数	4	4	4	4	4	4
	園児数	305	310	258	207	207	193
私立	幼稚園数	13	12	10	12	13	12
	園児数	284	271	276	284	265	279
町全体の園児数		589	581	534	491	472	472

4・5歳児の人数を掲載

〈各年5月1日現在〉

③ 保育園児数

単位：人

年 度	園 名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H23	猪名川保育園	6	13	16	25	24	28	112
	星児園七夕	7	17	18	29	17	19	107
H24	猪名川保育園	5	12	17	21	30	27	112
	星児園七夕	6	17	21	19	30	17	110
H25	猪名川保育園	5	12	18	17	25	30	107
	星児園七夕	7	11	17	22	19	28	104
H26	猪名川保育園	3	12	14	24	19	25	97
	星児園七夕	6	16	15	28	22	19	106
H27	猪名川保育園	6	12	13	21	26	22	100
	星児園七夕	7	12	18	18	30	25	110
H28	猪名川保育園	5	12	15	18	22	25	97
	星児園七夕	4	17	14	22	21	29	107

〈各年10月1日現在〉

④ 要保護・準要保護対象者数

年度	区分	児童生徒数（人）	認定人数（人）	認定率（％）
H23	小学校	2185	115	5.26
H23	中学校	994	101	10.16
	合計	3179	216	6.79
H24	小学校	2246	137	6.10
H24	中学校	943	92	9.76
	合計	3189	229	7.18
H25	小学校	2218	153	6.90
H25	中学校	982	102	10.39
	合計	3200	255	7.97
H26	小学校	2190	159	7.26
H26	中学校	1030	75	7.28
	合計	3220	234	7.27
H27	小学校	2170	150	6.91
H27	中学校	1067	84	7.87
	合計	3237	234	7.23

⑤ 平成 28 年度教職員数と年齢

年代	小学校		a 小学校合計	中学校		b 中学校合計	a+b	割合
	男	女	(人)	男	女	(人)	(人)	(%)
20 歳代	10	16	26	5	5	10	36	20.6
30 歳代	14	15	29	5	7	12	41	23.4
40 歳代	5	11	16	7	8	15	31	17.7
50 歳代	18	23	41	17	9	26	67	38.3
総計	47	65	112	34	29	63	175	100.0

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

⑥ 小・中学校特別支援学級数と在籍児童生徒数

小学校

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特別支援学級数（クラス）	12	14	15	16	15	15
特別支援学級 在籍児童数（人）	36	40	41	45	45	45
在籍率（％）	1.65	1.78	1.85	2.05	2.07	2.15

中学校

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特別支援学級数（クラス）	7	6	7	7	7	6
特別支援学級 在籍生徒数（人）	15	9	12	14	22	17
在籍率（％）	1.51	0.95	1.22	1.36	2.06	1.58

在籍率：いずれの年度も５月１日現在の児童生徒数を基準とした特別支援学級に在籍する

児童生徒数の割合

「特別支援学級」は平成 19 年の学校教育法等の一部改正により、障がい児教育から特別支援教育への転換が図られたことに伴い、それ以前の「障がい児学級」から呼称を変更したもの。

⑦ 校・園内支援委員会において協議している園児児童生徒数

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
幼稚園	園児数（人）	53	63	53	40	33
	割合（％）	17.38	20.32	20.62	19.4	15.94
小学校	児童数（人）	79	100	92	80	146
	割合（％）	3.61	4.47	4.15	3.65	6.74
中学校	生徒数（人）	26	47	64	65	68
	割合（％）	2.61	4.98	6.51	6.32	6.37

幼稚園については、総園児数を基準として、園内支援委員会において協議している割合

小・中学校については、通常の学級在籍の総児童生徒数を基準として、校内支援委員会において協議している通常学級在籍の児童生徒数の割合（特別支援学級在籍の児童生徒は除く）

⑧ 不登校対象者数

【小学校 不登校児童数割合の推移】

単位：％

年度	全国	兵庫県	猪名川町
H22	0.32	0.23	0.33
H23	0.33	0.25	0.41
H24	0.31	0.25	0.45
H25	0.36	0.27	0.36
H26	0.39	0.27	0.32
H27	－	－	0.14

【中学校 不登校生徒数割合の推移】

単位：％

年度	全国	兵庫県	猪名川町
H22	2.73	2.60	2.22
H23	2.64	2.60	2.52
H24	2.56	2.55	3.08
H25	2.69	2.61	3.08
H26	2.76	2.57	3.21
H27	－	－	2.79

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

⑨ いじめ認知件数

【小学校 児童 1,000 人あたりのいじめ認知件数の推移】

単位：件

年度	全国	兵庫県	猪名川町
H22	5.3	1.1	3.72
H23	4.8	1.2	4.58
H24	17.5	5.9	5.79
H25	17.9	4.3	6.31
H26	18.8	4.3	9.59
H27	－	－	10.60

【中学校 生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数の推移】 単位：件

年度	全国	兵庫県	猪名川町
H22	9.4	3.9	5.80
H23	9.0	3.3	3.02
H24	18.6	7.7	9.54
H25	16.4	7.3	8.15
H26	15.8	6.3	17.48
H27	-	-	11.25

年度や地域間での比較をするための指標として、児童・生徒それぞれ 1,000 人あたりの認知件数を掲載している。なお、猪名川町では、小さな事象であっても積極的にいじめとして認知するようにしているため、認知件数が県平均よりも多い。

⑩ 教育相談件数（猪名川町教育支援センターの受理件数） 単位：件

年 度		H23		H24		H25		H26		H27	
相談方法		電話	面接	電談	面接	電話	面接	電話	面接	電話	面接
相談 内容 内 訳	いじめ	0	1	6	0	0	13	1	7	0	0
	不登校	47	250	74	264	53	318	46	382	19	345
	友人関係	0	0	0	0	2	0	2	10	2	13
	親子関係	0	4	0	0	14	68	6	56	6	81
	しつけ・子育て	6	20	17	153	21	141	6	138	12	163
	身体・健康	15	132	23	78	34	66	27	98	23	184
	性格	3	11	0	11	1	5	0	6	0	13
	その他	8	4	10	18	34	43	25	93	29	60
相談件数合計		79	422	130	524	159	654	113	790	91	859

⑪ 公民館登録グループ

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団体数	53	52	53	53	48	50
会員数（人）	866	879	858	858	867	893

⑫ 体育協会

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団体数	18	17	17	17	17	17
会員数（人）	2,446	2,323	2,553	2,757	2,687	2,770

⑬ スポーツクラブ 21

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
スポーツクラブ 21 阿古谷	69	63	42	44	47	44
スポーツクラブ 21 いながわ	143	230	237	226	244	217
スポーツクラブ 21 やないづ	47	44	44	34	35	63
スポーツクラブ 21 松尾台	78	67	67	68	63	67
スポーツクラブ 21 しろがね	42	44	43	45	43	44
スポーツクラブ 21 つつじ	40	45	40	40	32	5,909
スポーツクラブ 21 大島	3,017	2,941	2,872	2,801	2,713	2,627
合計	3,436	3,434	3,345	3,258	3,177	8,971

⑭ 文化協会

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団体数	36	31	31	21	18	17
会員数（人）	145	110	110	115	93	91

用 語 集

本文中の※印が付いている用語を五十音順に列記し説明しています。

異校種間の交流活動

幼保、幼小、幼中の交流のこと。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。インクルーシブ教育とは、分かりやすく言えば、障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のこと。

カウンセリングマインド

相手の気持ちを相手の身になって感じることであり、気持ちの通じ合う人間関係を大切に作る基本的な態度・技能をさす。

学習到達度調査

平成 18 年度より町内中学校 2 年生と平成 22 年度より小学校 5 年生全員を対象に学習到達度および生活意識調査を実施している。分析結果を基に学習および生活指導上の課題を明確にすることにより、指導方法の工夫改善を図り児童生徒の学力の向上に努める。

学校教育指導員

学校・園の管理職に対して、適正な経営に向けた助言等支援を行うために町独自に配置した指導員。

学校支援地域本部事業

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、地域の教育力を活性化することを目的に、地域住民から児童生徒の学習のサポートや環境整備等を行っていただける方を募り、学校の求めに応じて学校支援ボランティアとして派遣する事業。

学校評価制度

各学校が、自ら教育活動その他の学校運営について、組織的、継続的な改善を図ることなどを目的として、以下の実施手法により行う評価。

ア 学校自己評価：各学校の教職員が行う評価

イ 学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

ウ 第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

学校・園評議員

開かれた特色ある学校園づくりを推進することを目的として、学校園運営などについて、保護者や地域の方々の意見を幅広く校園長が聞くための制度。

I C T (Information and Communications Technology)

全国の小学校、中学校、高等学校等における教育用および校務用のパソコン、校内LANの設備等の整備を行うこと。

また、電子黒板、実物投影機、タブレット端末等との連携、パソコン・校内LANを通じたインターネットの活用等により、分かりやすい授業、楽しい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成を図ること。

キャリア教育

「キャリア概念」に基づいて、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」。端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」今日の若者の様々な課題を解決していくためには、児童生徒一人一人が自らの責任で、キャリアを選択・決定していくことができるよう、必要な能力・態度を身に付けていく教育が強く求められている。とりわけ、初等中等教育段階では、子どもたちの発達段階やそれぞれの時期に応じた課題を達成していくためにも、一人一人の「キャリア発達」を支援していくことが重要となる。

教育支援委員会

障がいのため教育上特別な配慮を要すると思われる幼児児童生徒の就学等を含めて学校教育における教育支援を長期的に推進するため、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査・判定等を行う機関。医師・学識経験者・関係機関の教職員・福祉関係職員から組織する。

個別の教育支援計画

福祉、医療、教育等の関係機関が連携して、特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの。猪名川町では、就学指導の資料として活用している。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に当該幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

平成16年9月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。保護者や地域住民の意見を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すもの。コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、学校設置者である教育委員会が決定する。

サポートファイル

乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、諸手続きの書類作成などがスムーズにできるように、またより良いサポートが受けられるように活用する個人記録簿。

食育

望ましい食習慣のための知識を身に付けることはもとより、食卓での一家団らんを通じて社会性を学んだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

巡回相談

各学校・園を巡回して教員・保護者等に指導内容や方法に関する指導や助言を行うこと。猪名川町においては、川西養護学校自立活動部教育相談担当者と町教育委員会委嘱の巡回相談員が担当している。

情報モラル教育

情報社会で、安全に生活していくために必要な態度やスキルの育成をめざす教育。

スクールアシスタント

LD、ADHD等により特別な支援を必要とする、通常の学級に在籍する児童生徒に対して支援を行う支援員。

スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、こども家庭センターと連携したり、教員を支援したりする専門家。

スポーツクラブ 21

21 世紀を迎え、様々な変化が予想されるこれからの社会において、地域住民が連帯感を高め、スポーツを通して子どもたちの健やかな人間的成長を目指すとともに、自らの健康増進を図っていくことが求められている。兵庫県では、地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、交流を深める場所として、小学校区ごとに設置している。猪名川町では、平成 15 年度までに全小学校区で設置された。

全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として行う。小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に国語、算数・数学のそれぞれ「知識」「活用」について学力調査をする。併せて「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」を行う。平成 19 年～20 年までは悉皆調査であったが、22 年度から抽出調査方式に切り替えられ、24 年度からは再度悉皆調査となっている。

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍していて、聞こえやことば、コミュニケーションや対人関係等に比較的軽い障がいのある児童生徒を対象に、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた指導を特別の場で行う教育形態。LD、ADHD等の児童生徒にかかる「通級による指導」は学校生活支援教員が担当する。

適応指導教室

不登校児童生徒の増加に対応し、カウンセリング、教科指導、集団での適応指導等を組織的・計画的に行うための学校支援施設。猪名川町では、平成 16 年度、社会福祉会館内に適応指導教室「STEP いながわ」を設立した。「STEP」という名前には、Smile（笑顔）、Try（挑戦）、Empowerment（実力をつける）、Personality（個性）を大事にしながら、確実な STEP（足跡）を刻んでほしい、という思いが込められている。

特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な組織を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育が対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育に止まらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（平成 19 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知）」より）

認定こども園

幼児教育と保育を同一施設で提供。保育所と幼稚園の機能を併せ持つが、制度上は別々。

兵庫教育大学及び川西養護学校との連携

平成 18 年に猪名川町教育委員会・川西養護学校・兵庫教育大学が締結した特別支援教育にかかる連携協約により、町内の幼稚園や小・中学校がコーディネーターコースの院生の実習協力校となっている。平成 23 年度までに 25 名の院生がのべ 29 校園において実習を進めている。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由等による児童生徒を除いた者。

まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域住民自らが自治に取り組むための組織であり、猪名川町では、平成 19 年度から 20 年度に町内 7 小学校ごとに設立された団体である。

地方分権が進む中、地域ごとの課題の洗い出しと解決策を見出し、住民の参画と協働により地域の活性化を図ることを目的としている。

「わくわくスクールプラン2」

就学前教育から中学校までの強固な連携と緩やかな一貫教育を核として「確かな学力の向上」「心の教育の充実」「健やかな体の育成」を目指した教育施策を展開。

A D H D（注意欠陥多動性障がい）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

A L T（Assistant Language Teacher）

英語指導助手。猪名川町では、姉妹都市オーストラリア・バララット市から 2 名の A L T を招いている。中学校の英語の授業や幼稚園・小学校の国際理解教育において指導補助を行う。

L D（学習障がい）

基本的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

S N S（Social Networking Service）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

猪名川町教育基本計画

平成29年4月発行

猪名川町教育委員会

〒666-0292

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1

TEL (072) 766-6000

FAX (072) 766-8904
